

令和 5 年第 4 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(議案関係)

1	令和5年度12月補正予算案の概要について	2
2	第156号議案 令和5年度茨城県一般会計補正予算(第6号) ・私立高等学校等物価高騰対策支援事業	3
3	第120号議案 茨城県公告式条例の一部を改正する条例	6
4	第121号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	7
5	第122号議案 茨城県核燃料等取扱税条例	8
6	第123号議案 茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の 一部を改正する条例	12

令和5年12月14日

総 務 部

## 令和5年度12月補正予算案の概要について

### 1 基本的な考え方

(当初提案分)

令和5年台風第13号により被災した事業者に対する支援や道路、河川などの災害復旧及び再度災害防止対策のほか、茨城県植物園等のリニューアルに必要な予算を計上するもの。

(追加提案分)

国補正予算に対応して、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける医療機関、福祉施設、農林水産業者等に対する支援や、省力化、生産性向上につながる新たな取組へのチャレンジを促すための事業のほか、防災・減災、国土強靱化に資する事業について、スピード感をもって計上するもの。

### 2 補正予算案の規模

○ 一般会計	380億92百万円	(補正後)	1兆3,476億38百万円
・内訳	〔当初提案 56億16百万円〕		
	〔追加提案 324億76百万円〕		
○ 特別会計	一百万円	(補正後)	4,583億30百万円
○ 企業会計	11億3百万円	(補正後)	1,695億82百万円
・内訳	〔当初提案 一百万円〕		
	〔追加提案 11億3百万円〕		
計	391億95百万円	(補正後)	1兆9,755億50百万円

※ 12月補正後一般会計予算の前年度予算に対する伸び率 +2.0%

※ 単位未満の四捨五入により、合計と各項目の足し上げが一致しない場合あり

## 総務企画委員会説明資料

総務部 総務課

項 目	私立高等学校等物価高騰対策支援事業
1 予 算 額	37,362千円
2 現況・課題	<p>私立学校において、エネルギー・食料品価格の高騰により、電気代・食材料費などの負担の増大が続く中、令和5年11月、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」の追加交付が決定した。</p> <p>当該交付金を活用し、エネルギー等の物価高騰の影響を受けた私立学校に対し、実情に応じた支援を行う必要がある。</p>
3 必要性・ねらい	<p>エネルギーや食料品価格の高騰により増大する私立学校の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱費等や給食経費の負担が増大している私立学校に対して支援を行う。</p>
4 事業の内容	<p>1 光熱費等支援 (27,713千円) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">継続</span></p> <p>(1) 事業概要 光熱費等の高騰による私立学校の負担を軽減するため支援金を支給</p> <p>(2) 対象経費 各私立学校の光熱費等の高騰分</p> <p>(3) 積算方法 支給額＝令和3年度光熱費等×13.5% (物価上昇率) ×1/2 (6か月分) ×1/2</p> <p>(4) 支援先 私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校を設置する学校法人(53法人86校)</p> <p>2 給食経費支援 (9,649千円) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">新規</span></p> <p>(1) 事業概要 食材料費等の高騰による私立学校等の負担を軽減するため支援金を支給</p> <p>(2) 対象経費 各私立小中学校等の給食に係る経費の高騰分</p>

	<p>(3) 積算方法  支給額 (※) = 令和3年度の1人当たり給食経費  ×16.8% (物価上昇率) ×1/2 (6か月分)  ×1/2×利用者数</p> <p>(4) 支援先  学校給食を提供している私立小学校、中学校、中等教育学校 (前期課程) を設置する学校法人 (9法人9校)</p>
<p>5 参考事項</p>	<p>【他部所管の私立学校等物価高騰対策支援関連事業】  ※対象経費、積算方法は上記と同様</p> <p>(1) 医療関係職種養成所 (保健医療部医療人材課)</p> <p>○光熱費等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援先: 看護師等養成所、その他医療関係職種養成所※  を設置する法人 (上記1 (4) の対象法人を除く)</li> <li>※理学療法士課程、言語聴覚士課程、歯科衛生士課程、歯科技工士課程</li> <li>・予算額: 2, 019千円</li> </ul> <p>(2) 私立幼稚園・保育所等 (福祉部こども未来課)</p> <p>○光熱費等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援先: 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設、  認可外保育施設を設置する法人及び個人 (公立を除く)</li> <li>・予算額: 64, 355千円</li> </ul> <p>○給食経費支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援先: 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育施設、  認可外保育施設を設置する法人及び個人 (公立を除く)</li> <li>・予算額: 240, 714千円</li> </ul>



# 私立学校等物価高騰対策支援関連事業

【R5.12月補正予算額 344百万円】

総務部総務課私学振興室 (029-301-2249)

保健医療部医療局医療人材課人材育成G (029-301-3151)

福祉部子ども政策局子ども未来課企画・幼稚園G (029-301-3252)

エネルギー・食料品価格の高騰により増大する私立学校等の負担を軽減し、健全な学校経営の維持を図るため、光熱費等や給食経費の負担が増大している私立学校等に対して支援を行います。

## 1 光熱費等支援（継続） 94百万円

【事業概要】私立学校等の光熱費等の高騰分に対し支援金を支給

【積算方法】支給額 = R3 光熱費等 × 13.5% (物価上昇率) × 1/2 (6か月分) × 1/2

【支援対象】①私立高等学校等 (28百万円)

私立小・中・高等学校、中等教育学校、専修学校、各種学校 (53法人86校)

②医療関係職種養成所 (2百万円)

看護師等養成所・その他医療関係職種養成所 (16法人16校)

③私立幼稚園・保育所等 (64百万円)

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設 (674法人1,055施設)



## 2 給食経費支援（新規） 250百万円

【事業概要】私立学校等の給食に係る経費の高騰分に対し支援金を支給

【積算方法】支給額 = R3 1人当たり給食経費 × 16.8% (物価上昇率) × 1/2 (6か月分) × 1/2 × 利用者数

【支援対象】①私立小中学校等 (9百万円)

学校給食を提供している私立小学校、中学校、中等教育学校(前期課程) (9法人9校)

②私立幼稚園・保育所等 (241百万円)

幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育施設・認可外保育施設 (674法人1,055施設)



# 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 総務課

項 目	茨城県公告式条例の一部を改正する条例【一部改正】
<p><b>1 改正の理由</b></p>	<p>スマート自治体の実現に向けた取組の一環として、規則の公布に係る見直し等、所要の改正を行うもの</p> <p>&lt;背景・必要性&gt;</p> <p>本県は、「第2次茨城県総合計画」において、「スマート自治体の実現に向けた県庁業務のデジタルトランスフォーメーションの推進」を掲げ、「デジタル技術を活用した業務改革」を進めている。</p> <p>一方、国においては、デジタル社会の実現に向けて「アナログ規制の見直し」が進められており、県としても行政内部のデジタル化の徹底が求められている。</p> <p><b>2 改正の内容</b></p> <p>規則の公布に係る知事の署名並びに規程（訓令等）の公表に係る知事の記名及び押印について、いずれも知事の記名のみを必要とする等の改正を行うもの</p> <p>※県の機関の定める規則等に準用</p> <p><b>3 効果・影響</b></p> <p>規則の公布又は訓令等の公表について、電子的に事務処理が完結することで、県庁業務の効率化に資する。</p> <p><b>4 施行日</b></p> <p>公布の日</p>

# 総務企画委員会説明資料（条例等）

総務部 人事課

項 目	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例【一部改正】
	<p><b>1 改正の理由</b> 人事委員会の勧告等を踏まえ、職員の給料月額を改定する等、所要の改正をしようとするもの</p> <p><b>2 内容</b></p> <p>(1) 職員の給与に関する条例の一部改正</p> <p>ア 月例給の引上げ（令和5年4月遡及適用） 初任給を始め若年層に重点を置いて引上げ 平均+1.1% 初任給 大卒 +10,700円 高卒 +12,000円</p> <p>イ 期末・勤勉手当の引上げ（令和5年12月支給分から適用） 年間支給月数 4.40月分 → 4.50月分（+0.1月分）</p> <p>ウ 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するための改正 （令和6年6月支給分から適用）</p> <p>エ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）の改正に伴う手当の名称及び引用条項の変更</p> <p>(2) 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正 知事等の期末手当の引上げ（令和5年12月支給分から適用） 年間支給月数 3.30月分 → 3.40月分（+0.10月分）</p> <p>(3) その他関係条例の改正 任期付職員の期末手当を引き上げるもの等</p> <p><b>3 効果・影響</b></p> <p>月例給の引上げ 年間約24億円 期末・勤勉手当の引上げ 年間約16億円 会計年度任用職員への勤勉手当の支給 年間約10億円</p> <p><b>4 施行日</b> 公布の日（一部令和6年4月1日）</p>

# 総務企画委員会説明資料

総務部 税務課

項 目	茨城県核燃料等取扱税条例【新規】
-----	------------------

## 1 制定の理由・根拠

原子力施設の立地に伴う財政需要に対応するため、核燃料等取扱税について必要な事項を定める条例を制定しようとするもの。

### <背景・必要性>

現行の茨城県核燃料等取扱税条例は、令和6年3月31日に期限を迎えるところであるが、今後も原子力施設の立地に伴い生じる安全対策などの財政需要に対応していかなければならないため、課税客体や税率等を見直した上で、令和6年度以降も引き続き課税する必要がある。

課税に当たっては、全国の原子力発電所立地地域で最も人口の多い91.7万人もの住民を対象とした避難計画の策定など、安全対策に対する負担が大きい本県の状況に鑑み、事業者に対して応分の負担を求めていくこととする。

## 2 内 容

### (1) 課税客体及び税率の見直し内容

- ア 原子炉施設における使用済燃料の保管【新規に課税】（下表③）  
保管が長期化しないよう、県外への搬出促進策として新たに課税開始
- イ ガラス固化体及び高放射性廃液の保管の税率見直し（下表⑦、⑥）
  - ・ガラス固化体：当初了解した保管本数を超える保管に対して二段階課税（重課）を導入
  - ・高放射性廃液：税率設定をこれまでの実績ベースに是正  
(現行:ガラス固化体1本 = 高放射性廃液1m<sup>3</sup> → 実績:ガラス固化体1本 = 高放射性廃液0.7m<sup>3</sup>)
- ウ 保管課税に係る経過措置の廃止（下表⑤、⑥、⑦、⑧、⑩）  
保管課税に係る経過措置を廃止し、最も新しい税率に一本化
- エ 原子炉の設置（出力割）の税率見直し（下表①）  
財政需要に対応するため、現行の税率を1%相当引き上げ

	課税客体	課税標準	税 率	納税義務者
①	原子炉の設置	原子炉の熱出力	34,000 円/千 kw/ 四半期	原子炉 設置者 (2 法人)
②	核燃料の挿入	挿入された核燃料 の価額	100 分の 8.5	
③	原子炉施設における 使用済燃料の保管[新規]	使用済燃料に係る ウランの重量	1,500 円/kg	
④	使用済燃料の受入れ	使用済燃料に係る ウランの重量	60,100 円/kg	再処理 事業者 (1 法人)
⑤	再処理施設における 使用済燃料の保管	使用済燃料に係る ウランの重量	1,500 円/kg	
⑥	高放射性廃液の保管	高放射性廃液の数量	2,263 千円/m <sup>3</sup>	
⑦	ガラス固化体の保管	ガラス固化体に係 る容器の数量	1,219 千円/本 <sup>*</sup>	
⑧	プルトニウムの保管	プルトニウムの重量	5,100 円/kg	原子力 事業者 (10 法人)
⑨	放射性廃棄物の発生	放射性廃棄物に係 る容器の容量	106 千円/m <sup>3</sup>	
⑩	放射性廃棄物の保管	放射性廃棄物に係 る容器の容量	5,100 円/m <sup>3</sup>	

<sup>\*</sup>保管するガラス固化体に係る容器の数量のうち420本を超える数量にあつては、1,401千円/本



(2) 課税期間：施行日から起算して5年間

### 3 効果・影響

	財政需要	税 収
【次期】第6期 (R6～R10)	214 億円 (見込)	118 億円 (見込)
【現行】第5期 (R1～R5)	206 億円 (見込)	62 億円 (見込)

### 4 施行日

地方税法の規定による総務大臣の同意を得た日から4月を超えない範囲内において規則で定める日 (令和6年4月1日予定)

### 5 参考事項

本県のほか11道県において、原子力施設が立地することによる同様の税制を導入している。

(参考1) 本県と同様の税制を導入する11道県の状況

○原子炉施設における使用済燃料の保管に対する課税を導入：3県（福井、愛媛、佐賀）

○原子炉の設置（出力割）の税率を9.5%に引き上げ：4県（福井、鹿児島、愛媛、佐賀）

道 県	地 域	商業用 原子炉数 (基)	PAZ・UPZ 圏内人口 (人) 【A】	R4年度 税収 (百万円) 【B】	人口一人 当たり税収 (円) 【B÷A】	更新(又は更新案)の内容	施行時期 (又は施行 予定時期)
福井県	高浜・大飯 美浜・敦賀 4地域計	13	491,060	14,247	29,013	○税率引上げ ・原子炉施設における使用済燃料 の保管 <u>1,000円→1,500円</u> ・原子炉の設置(出力割) <u>8.5%→ 9.5%</u>	R3.11～
石川県	志賀	2	163,547	770	4,708	○税率据置	R4.10～
鹿児島県	川内	2	202,325	1,609	7,953	○税率引上げ ・原子炉の設置(出力割) <u>8.5%→ 9.5%</u>	R5.6～
宮城県	女川	3	198,946	181	910	○税率引上げ ・原子炉の設置(出力割) <u>3.0%→ 8.5%</u>	R5.6～
北海道	泊	3	73,967	900	12,168	○税率据置	R5.9～
愛媛県	伊方	3	113,224	1,112	9,821	○税率引上げ ・原子炉施設における使用済燃料 の保管 <u>500円→600円</u> ・原子炉の設置(出力割) <u>8.5%→ 9.5%</u>	R6.1～
佐賀県	玄海	4	248,963	3,850	15,464	○税率引上げ ・原子炉施設における使用済燃料 の保管 <u>500円→750円</u> ・原子炉の設置(出力割) <u>8.5%→ 9.5%</u>	R6.4～
茨城県	東海第二	2	916,510	1,227	1,339	○税率引上げ ・原子炉施設における使用済燃料 の保管(新規課税) <u>1,500円</u> ・原子炉の設置(出力割) <u>8.5%→ 9.5%</u> ・ガラス固化体及び高放射性廃液 の税率見直し ・保管課税に係る経過措置の廃止	R6.4～
青森県	東通	1	68,035	19,503	286,661	○原子炉施設の税率は据置 ○ガラス固化体の税率引上げ等	R6.4～
新潟県	柏崎刈羽	7	432,800	4,713	10,890		R6.11～
静岡県	浜岡	5	820,404	1,240	1,511		R7.4～
島根県	島根	3	457,496	748	1,635		R7.4～
12道県の平均		4	348,940	4,175	11,965		

(注1) 商業用原子炉数には、廃止措置中の原子炉を含む

(注2) 圏内人口の出典は、内閣府 HP 掲載の各地域の緊急時対応・原子力防災協議会作業部会資料、または各県の広域避難計画による（PAZ(原子力発電所から概ね5km 圏内)、UPZ(同概ね5km～30km 圏内)）

(注3) 愛媛県及び佐賀県では立地町においても使用済燃料の保管に対する課税を導入（税率 550 円）

(注4) 廃止措置中の原子炉に対する課税を導入：5 県（福井、宮城、愛媛、佐賀、島根）

(注5) 本県と青森県のみ再処理施設が立地しているが、本県は研究機関、青森県は商業ベースの事業者

(参考2) 新税率と現行税率の比較表

課税客体	新税率 (R6~R10)	現行税率 (R1~R5)	納税義務者	
①原子炉の設置(出力割)	34,000円/千kw/四半期 (価額割換算 9.5%相当)	30,500円/千kw/四半期 (価額割換算 8.5%相当)	原子炉設置者	
②核燃料の挿入(価額割)	8.5%	8.5%		
小計(①+②)	18%相当	17%相当		
③原子炉施設における使用済燃料の保管[新規]	1,500円/kg ※保管期間が5年を経過したものに限り	—	再処理事業者	
④使用済燃料の受入れ	60,100円/kg	60,100円/kg		
⑤再処理施設における使用済燃料の保管	1,500円/kg	保管開始年月 H26.4~		1,500円/kg
		H21.4~H26.3		1,200円/kg
		~H21.3		900円/kg
⑥高放射性廃液の保管	2,263,000円/m <sup>3</sup> ※ガラス固化体1本換算(0.7m <sup>3</sup> )は1,585,000円	保管開始年月 H21.4~		1,594,000円/m <sup>3</sup>
		H16.4~H21.3		1,226,000円/m <sup>3</sup>
		~H16.3	859,000円/m <sup>3</sup>	
⑦ガラス固化体の保管	1,219,000円/本 ※420本を超える数量にあつては、1,401,000円/本	保管開始年月 H21.4~	1,219,000円/本	
		H16.4~H21.3	938,000円/本	
		~H16.3	657,000円/本	
⑧プルトニウムの保管	5,100円/kg	保管開始年月 H26.4~	5,100円/kg	
		H21.4~H26.3	3,900円/kg	
		~H21.3	3,000円/kg	
⑨放射性廃棄物の発生	106,000円/m <sup>3</sup>	106,000円/m <sup>3</sup>	原子力事業者	
⑩放射性廃棄物の保管	5,100円/m <sup>3</sup>	保管開始年月 H26.4~		5,100円/m <sup>3</sup>
		H21.4~H26.3	3,900円/m <sup>3</sup>	
		~H21.3	3,000円/m <sup>3</sup>	

## 総務企画委員会説明資料（条例等）

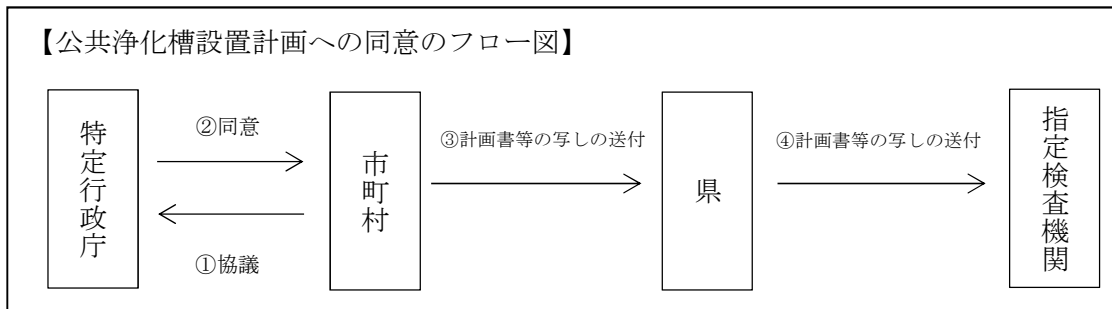
総務部 市町村課

項目	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例【一部改正】
1	<p><b>改正の理由・根拠</b> 地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするため</p> <p><b>改正の目的</b> 移譲する事務の追加、事務を処理する市町村の追加及びその他所要の改正を行うもの</p> <p><b>背景・必要性</b> 県民サービス向上の観点から、住民に身近な事務を市町村が処理することとするため</p> <p><b>内容</b> 移譲する事務（5の法令に係る事務） （主なもの）※括弧内は移譲先 ・浄化槽法に基づく公共浄化槽設置計画への同意の事務（大子町） ・特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人設立の認証等 （那珂市、大洗町）</p> <p><b>効果・影響</b> 住民に身近な事務を市町村が処理することによって、地域の実情に応じた行政サービスの提供や事務処理期間の短縮など、県民サービスの向上が期待できる。</p> <p><b>施行日</b> 令和6年4月1日</p>

○ 主な権限移譲事務の概要

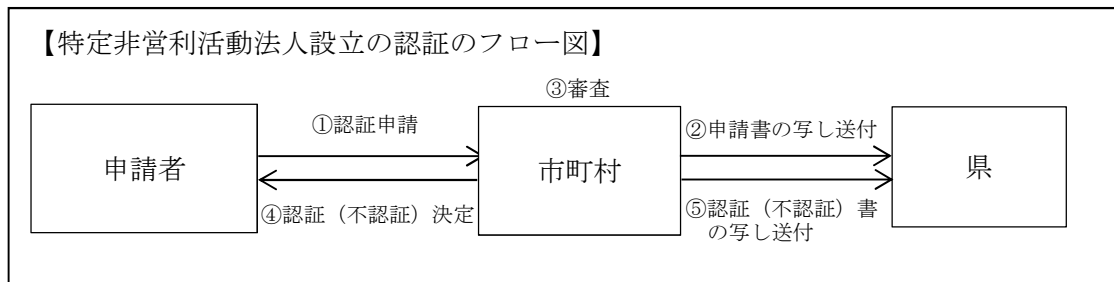
1 浄化槽法

- (1) 追加移譲事務  
公共浄化槽設置計画への同意（法第12条の5）
- (2) 移譲対象：大子町 ※移譲済み市町村：なし  
移譲年月日：令和6年4月1日



2 特定非営利活動促進法

- (1) 主な移譲事務  
特定非営利活動法人設立の認証（法第10条第1項）
- (2) 移譲対象：那珂市、大洗町 ※移譲済み市町村：日立市外27市町  
移譲年月日：令和6年4月1日



令和 5 年第 4 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(条例新旧対照表)

1	第 120 号議案	茨城県公告式条例の一部を改正する条例	2
2	第 121 号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
3	第 122 号議案	茨城県核燃料等取扱税条例	11
4	第 123 号議案	茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	20

令和 5 年 1 2 月 1 4 日

総 務 部



職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）新旧対照表【第1条関係】

改正案	現行
<p>(給料等)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間(職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号。以下「勤務時間条例」という。))第2条から第5条まで(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例(昭和46年茨城県条例第56号。以下「教職員勤務時間条例」という。))第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第14条の3の規定による手当を含む。第19条第1項第2号において同じ。)、へき地手当(第14条の4第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当を含む。第14条の2第1項ただし書及び第19条第1項第2号において同じ。)、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(第14条の9第1項の規定による武力攻撃災害等派遣手当及び第14条の10第1項の規定による<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとし、第24条第1項の報酬は、勤務時間条例第10条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、期末手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる</p>	<p>(給料等)</p> <p>第3条 給料は、正規の勤務時間(職員の勤務時間に関する条例(昭和26年茨城県条例第40号。以下「勤務時間条例」という。))第2条から第5条まで(市町村立学校県費負担教職員の勤務時間に関する条例(昭和46年茨城県条例第56号。以下「教職員勤務時間条例」という。))第2条において準用する場合を含む。)に規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第14条の3の規定による手当を含む。第19条第1項第2号において同じ。)、へき地手当(第14条の4第1項の規定によるへき地手当に準ずる手当を含む。第14条の2第1項ただし書及び第19条第1項第2号において同じ。)、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当(第14条の9第1項の規定による武力攻撃災害等派遣手当及び第14条の10第1項の規定による<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>を含む。)、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び退職手当を除いたものとし、第24条第1項の報酬は、勤務時間条例第10条に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、期末手当を除いたものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第9条の3 次の各号に掲げる職員の職に新たに採用された職員には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる</p>
<p>職員の職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又はこれに相当すると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>309,200円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員の職(前号に掲げる職員の職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>51,100円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>第14条の10 <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第26条の8</u>に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本県の区域に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 第14条の8第2項及び第3項の規定は、<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>について準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等</p>	<p>職員の職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第3号に掲げる職員の職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日(第1号及び第2号に掲げる職員の職に係るものにあつては、採用後人事委員会規則で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職又はこれに相当すると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>308,600円</u></p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職員の職(前号に掲げる職員の職を除く。)で人事委員会規則で定めるもの 月額 <u>50,800円</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 ～ 3 略</p> <p>第14条の10 <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>は、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第44条</u>に規定する職員が、その住所又は居所を離れて本県の区域に滞在した場合に支給する。</p> <p>2 第14条の8第2項及び第3項の規定は、<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>について準用する。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の120</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等</p>





職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号）新旧対照表【第2条関係】

改正案	現行
<p>(期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の4第2項第1号ア及び第2号並びに付則第19項において「特定幹部職員」という。))にあつては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては<u>100分の65</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当) 第22条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の120</u>、12月に支給する場合には<u>100分の125</u>を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級以上であるもの並びに学長の職にある職員以外の職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、人事委員会規則で定める職員を除く。第22条の4第2項第1号ア及び第2号並びに付則第19項において「特定幹部職員」という。))にあつては6月に支給する場合には<u>100分の100</u>、12月に支給する場合には<u>100分の105</u>を乗じて得た額、学長の職にある職員にあつては6月に支給する場合には<u>100分の62.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の67.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当) 第22条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの</p>	<p>(勤勉手当) 第22条の4 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給される勤勉手当の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの</p>
<p>総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第16項第4号において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の122.5</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>)を乗じて得た額</p> <p>3～5 略</p> <p>(会計年度任用職員の給与) 第24条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とし、当該報酬は日額で定める。ただし、任命権者が日額で定めることが適当でないとき、日額によらないことができる。</p> <p>2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これ</p>	<p>総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第16項第4号において同じ。))において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には<u>100分の100</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>)、12月に支給する場合には<u>100分の105</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>)を乗じて得た額の総額</p> <p>イ 学長の職にある職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の102.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の47.5</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>)、12月に支給する場合には<u>100分の50</u>(特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>)を乗じて得た額</p> <p>3～5 略</p> <p>(会計年度任用職員の給与) 第24条 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与の種類は報酬<u>及び期末手当</u>とし、当該報酬は日額で定める。ただし、任命権者が日額で定めることが適当でないとき、日額によらないことができる。</p> <p>2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与の種類は、給料、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(これ</p>

に準ずる手当を含む。), へき地手当(これに準ずる手当を含む。), 定  
 時制通信教育手当, 産業教育手当, 農林漁業普及指導手当, 時間外勤務  
 手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当, 期末手当, 勤勉手当,  
 義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。

3 略

に準ずる手当を含む。), へき地手当(これに準ずる手当を含む。), 定  
 時制通信教育手当, 産業教育手当, 農林漁業普及指導手当, 時間外勤務  
 手当, 休日勤務手当, 夜間勤務手当, 宿日直手当, 期末手当\_\_\_\_\_,  
 義務教育等教員特別手当及び退職手当とする。

3 略

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和27年茨城県条例第55号)新旧対照表【第3条関係】

改正案	現行
<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」と</u>、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例(昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。)の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と_____、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）新旧対照表【第4条関係】

改正案	現行
<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>	<p>第4条 知事等の期末手当の額に関しては、職員の給与に関する条例（昭和27年茨城県条例第9号。以下「給与条例」という。）の例による。この場合において、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもののうち人事委員会規則で定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき人事委員会規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職務段階等を考慮して人事委員会規則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「職務等を考慮して100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合」と、「人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員」とあるのは「規則で定める職員」と、「100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは「100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。</p> <p>2 略</p>

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）新旧対照表【第5条関係】

改正案	現行																																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 法第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>402,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>461,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>522,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>603,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>701,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>800,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>336,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>371,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>398,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 略 (給与条例の適用除外等)</p>	号給	給料月額		円	1	<u>402,000</u>	2	<u>461,000</u>	3	<u>522,000</u>	4	<u>603,000</u>	5	<u>701,000</u>	6	<u>800,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>336,000</u>	2	<u>371,000</u>	3	<u>398,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第5条 法第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第1号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>398,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>456,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>516,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>596,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>693,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>791,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 法第3条第1項第2号の規定により任期を定めて採用された職員(以下「第2号任期付研究員」という。)には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>332,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>367,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>394,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3～6 略 (給与条例の適用除外等)</p>	号給	給料月額		円	1	<u>398,000</u>	2	<u>456,000</u>	3	<u>516,000</u>	4	<u>596,000</u>	5	<u>693,000</u>	6	<u>791,000</u>	号給	給料月額		円	1	<u>332,000</u>	2	<u>367,000</u>	3	<u>394,000</u>
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>402,000</u>																																																				
2	<u>461,000</u>																																																				
3	<u>522,000</u>																																																				
4	<u>603,000</u>																																																				
5	<u>701,000</u>																																																				
6	<u>800,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>336,000</u>																																																				
2	<u>371,000</u>																																																				
3	<u>398,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>398,000</u>																																																				
2	<u>456,000</u>																																																				
3	<u>516,000</u>																																																				
4	<u>596,000</u>																																																				
5	<u>693,000</u>																																																				
6	<u>791,000</u>																																																				
号給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>332,000</u>																																																				
2	<u>367,000</u>																																																				
3	<u>394,000</u>																																																				

第6条 略

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

第6条 略

2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と\_\_\_\_\_する。

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年茨城県条例第9号）新旧対照表【第6条関係】

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成13年茨城県条例第9号)第5条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。</u></p>

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）新旧対照表【第7条関係】

改正案	現行																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この条, 第7条の2及び第9条において「特定任期付職員」という。)には, 次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>427,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>477,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>539,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>615,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>718,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>839,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項, 第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に</p>	号給	給料月額		円	1	<u>380,000</u>	2	<u>427,000</u>	3	<u>477,000</u>	4	<u>539,000</u>	5	<u>615,000</u>	6	<u>718,000</u>	7	<u>839,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 法第3条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下この条, 第7条の2及び第9条において「特定任期付職員」という。)には, 次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;"><u>376,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: right;"><u>830,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 略</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項, 第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については, 給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に</p>	号給	給料月額		円	1	<u>376,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	7	<u>830,000</u>
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>380,000</u>																																				
2	<u>427,000</u>																																				
3	<u>477,000</u>																																				
4	<u>539,000</u>																																				
5	<u>615,000</u>																																				
6	<u>718,000</u>																																				
7	<u>839,000</u>																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	<u>376,000</u>																																				
2	<u>422,000</u>																																				
3	<u>472,000</u>																																				
4	<u>533,000</u>																																				
5	<u>608,000</u>																																				
6	<u>710,000</u>																																				
7	<u>830,000</u>																																				

関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と, 給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と, 給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と、「100分の125」とあるのは「100分の175」とする。

関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と, 給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と, 給与条例第22条第2項中「100分の120」とあるのは「100分の165」と\_\_\_\_\_する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年茨城県条例第6号）新旧対照表【第8条関係】

改正案	現行
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第20条の3第1項及び第22条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年茨城県条例第6号。以下「任期付職員条例」という。)第7条の規定」と、給与条例第20条の3第1項中「次項及び第23条の2において」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。第23条の2において」と、給与条例第22条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とする。</p>

茨城県核燃料等取扱税条例（令和5年茨城県条例第 号）	茨城県核燃料等取扱税条例（平成30年茨城県条例第53号）
<p>茨城県核燃料等取扱税条例 (課税の根拠)</p> <p>第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、核燃料等取扱税を課する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 原子炉設置者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)第23条第1項又は第43条の3の5第1項の許可を受けた者をいう。</p> <p>(2) 原子炉 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第4号に規定する原子炉をいう。</p> <p>(3) 原子炉の設置 原子炉設置者が現に原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第17条に規定する臨界実験装置(以下「臨界実験装置」という。))を除く。第6号において同じ。)を設置していることをいう。</p> <p>(4) 核燃料 核燃料物質(原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。)で、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。</p> <p>(5) 原子炉施設 規制法第23条第2項第5号に規定する試験研究用等原子炉施設及び規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(6) 核燃料の挿入 原子炉設置者が原子炉へ核燃料を挿入することをいう。</p> <p>(7) 原子炉施設における使用済燃料の保管 原子炉設置者が使用済燃料</p>	<p>茨城県核燃料等取扱税条例 (課税の根拠)</p> <p>第1条 県は、地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第4条第3項の規定に基づき、核燃料等取扱税を課する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 原子炉設置者 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。)第23条第1項又は第43条の3の5第1項の許可を受けた者をいう。</p> <p>(2) 原子炉 原子力基本法(昭和30年法律第186号)第3条第4号に規定する原子炉をいう。</p> <p>(3) 原子炉の設置 原子炉設置者が現に原子炉(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第17条に規定する臨界実験装置(以下「臨界実験装置」という。))を除く。第6号において同じ。)を設置していることをいう。</p> <p>(4) 核燃料 核燃料物質(原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。)で、原子炉に燃料として使用できる形状又は組成のものをいう。</p> <p>(5) 原子炉施設 規制法第23条第2項第5号に規定する試験研究用等原子炉施設及び規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。</p> <p>(6) 核燃料の挿入 原子炉設置者が原子炉へ核燃料を挿入することをいう。</p>
<p>(規制法第2条第10項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。)を原子炉施設(臨界実験装置に係るものを除く。第19号から第21号までにおいて同じ。)で保管することをいう。</p> <p>(8) 再処理事業者 規制法第44条第1項の指定を受けた者(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)附則第18条第1項の規定により規制法第44条第1項の指定があったものとみなされる者を含む。)をいう。</p> <p>(9) 使用済燃料の受入れ 再処理事業者が使用済燃料_____を再処理施設(規制法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。)に受け入れることをいう。</p> <p>(10) 再処理施設における使用済燃料の保管 再処理事業者が使用済燃料を再処理施設で保管することをいう。</p> <p>(11) 高放射性廃液の保管 再処理事業者が高放射性廃液(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をいう。以下同じ。)を再処理施設で保管することをいう。</p> <p>(12) ガラス固化体の保管 再処理事業者がガラス固化体(高放射性廃液をガラスにより容器に固化化したものをいう。以下同じ。)を再処理施設で保管することをいう。</p> <p>(13) 加工事業者 規制法第13条第1項の許可を受けた者をいう。</p> <p>(14) 加工施設 規制法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。</p> <p>(15) 廃棄物管理事業者 規制法第51条の2第1項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。</p> <p>(16) 廃棄物管理施設 規制法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。</p> <p>(17) 使用者 規制法第52条第1項の許可を受けた者をいう。</p> <p>(18) 使用施設等 規制法第52条第2項第10号に規定する使用施設等を</p>	<p>(7) 再処理事業者 規制法第44条第1項の指定を受けた者(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法(平成16年法律第155号)附則第18条第1項の規定により規制法第44条第1項の指定があったものとみなされる者を含む。)をいう。</p> <p>(8) 使用済燃料の受入れ 再処理事業者が使用済燃料(規制法第2条第10項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。)を再処理施設(規制法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。以下同じ。)に受け入れることをいう。</p> <p>(9) _____使用済燃料の保管 再処理事業者が使用済燃料を再処理施設で保管することをいう。</p> <p>(10) 高放射性廃液の保管 再処理事業者が高放射性廃液(使用済燃料を溶解した液体から核燃料物質その他の有用物質を分離した残りの液体をいう。以下同じ。)を再処理施設で保管することをいう。</p> <p>(11) ガラス固化体の保管 再処理事業者がガラス固化体(高放射性廃液をガラスにより容器に固化化したものをいう。以下同じ。)を再処理施設で保管することをいう。</p> <p>(12) 加工事業者 規制法第13条第1項の許可を受けた者をいう。</p> <p>(13) 加工施設 規制法第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。</p> <p>(14) 廃棄物管理事業者 規制法第51条の2第1項の規定による廃棄物管理の事業の許可を受けた者をいう。</p> <p>(15) 廃棄物管理施設 規制法第51条の2第3項第2号に規定する廃棄物管理施設をいう。</p> <p>(16) 使用者 規制法第52条第1項の許可を受けた者をいう。</p> <p>(17) 使用施設等 規制法第52条第2項第10号に規定する使用施設等を</p>



いう。

(19) プルトニウムの保管 原子力事業者が再処理施設において使用済燃料から分離されてから原子炉に装荷されるまでの間の状態にあるプルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の又は複数を含む物質(以下「分離プルトニウム」と総称する。)を原子力施設(原子炉施設\_\_\_\_\_を除く。)で保管することをいう。

(20) 放射性廃棄物の発生 原子力施設(原子炉施設及び再処理施設を除く。)における放射性廃棄物(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものをいう。ただし、規則で定めるものを除く。以下同じ。)の発生をいう。

(21) 放射性廃棄物の保管 原子力事業者が放射性廃棄物(原子炉施設又は再処理施設において発生したものを除く。)を原子力施設で保管することをいう。

(22) 原子力事業者 原子炉設置者、再処理事業者、加工事業者、廃棄物管理事業者及び使用者の又は複数に該当する者をいう。

(23) 原子力施設 原子炉施設、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。

(賦課徴収)

第 3 条 核燃料等取扱税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、茨城県県税条例(昭和 25 年茨城県条例第 43 号。以下「県税条例」という。)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第 4 条 核燃料等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等に対し、当該各号に定める者に課する。

- (1) 原子炉の設置 当該原子炉を設置している原子炉設置者
- (2) 核燃料の挿入 当該挿入を行う原子炉設置者

いう。

(18) プルトニウムの保管 原子力事業者が再処理施設において使用済燃料から分離されてから原子炉に装荷されるまでの間の状態にあるプルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の又は複数を含む物質(以下「分離プルトニウム」と総称する。)を原子力施設(原子炉施設(臨界実験装置に係るものを除く。次号及び第 20 号において同じ。))を除く。)で保管することをいう。

(19) 放射性廃棄物の発生 原子力施設(原子炉施設及び再処理施設を除く。)における放射性廃棄物(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものをいう。ただし、規則で定めるものを除く。以下同じ。)の発生をいう。

(20) 放射性廃棄物の保管 原子力事業者が放射性廃棄物(原子炉施設又は再処理施設において発生したものを除く。)を原子力施設で保管することをいう。

(21) 原子力事業者 原子炉設置者、再処理事業者、加工事業者、廃棄物管理事業者及び使用者の又は複数に該当する者をいう。

(22) 原子力施設 原子炉施設、再処理施設、加工施設、廃棄物管理施設及び使用施設等をいう。

(賦課徴収)

第 3 条 核燃料等取扱税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるもののほか、茨城県県税条例(昭和 25 年茨城県条例第 43 号。以下「県税条例」という。)の定めるところによる。

(納税義務者等)

第 4 条 核燃料等取扱税は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等に対し、当該各号に定める者に課する。

- (1) 原子炉の設置 当該原子炉を設置している原子炉設置者
- (2) 核燃料の挿入 当該挿入を行う原子炉設置者

(3) 原子炉施設における使用済燃料の保管 当該保管を行う原子炉設置者

(4) 使用済燃料の受入れ 当該受入れを行う再処理事業者

(5) 再処理施設における使用済燃料の保管 当該保管を行う再処理事業者

(6) 高放射性廃液の保管 当該保管を行う再処理事業者

(7) ガラス固化体の保管 当該保管を行う再処理事業者

(8) プルトニウムの保管 当該保管を行う原子力事業者

(9) 放射性廃棄物の発生 当該発生に係る原子力施設を設置している原子力事業者

(10) 放射性廃棄物の保管 当該保管を行う原子力事業者

2 前項第 2 号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

(1) 原子炉を設置した後最初に核燃料の装荷が行われた場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める日

ア 当該原子炉が規制法第 23 条第 1 項の許可に係る原子炉である場合 規制法第 28 条第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日

イ 当該原子炉が規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項の許可に係る原子炉である場合 規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 49 条第 1 項の規定による主務大臣の検査に合格した日のいずれか遅い日

(2) 規制法第 29 条第 1 項又は第 43 条の 3 の 16 第 1 項の規定による検査(原子炉に係るものに限る。)の期間内に原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

3 第 1 項第 9 号の放射性廃棄物の発生は、当該放射性廃棄物の容器への封入、容器への固型化その他規則で定める行為(以下「容器への封入等」という。)が行われた日であったものとする。

(3) 使用済燃料の受入れ 当該受入れを行う再処理事業者

(4) \_\_\_\_\_使用済燃料の保管 当該保管を行う再処理事業者

(5) 高放射性廃液の保管 当該保管を行う再処理事業者

(6) ガラス固化体の保管 当該保管を行う再処理事業者

(7) プルトニウムの保管 当該保管を行う原子力事業者

(8) 放射性廃棄物の発生 当該発生に係る原子力施設を設置している原子力事業者

(9) 放射性廃棄物の保管 当該保管を行う原子力事業者

2 前項第 2 号の核燃料の挿入は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日になされたものとする。

(1) 原子炉を設置した後最初に核燃料の装荷が行われた場合 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに定める日

ア 当該原子炉が規制法第 23 条第 1 項の許可に係る原子炉である場合 規制法第 28 条第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日

イ 当該原子炉が規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項の許可に係る原子炉である場合 規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 49 条第 1 項の規定による主務大臣の検査に合格した日のいずれか遅い日

(2) 規制法第 29 条第 1 項又は第 43 条の 3 の 16 第 1 項の規定による検査(原子炉に係るものに限る。)の期間内に原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該検査が終了した日

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、原子炉への核燃料の装荷が行われた場合 当該装荷が終了した日

3 第 1 項第 8 号の放射性廃棄物の発生は、当該放射性廃棄物の容器への封入、容器への固型化その他規則で定める行為(以下「容器への封入等」という。)が行われた日であったものとする。

(非課税の範囲)

第5条 国及び県並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人に対しては、核燃料等取扱税を課さない。

(課税標準)

第6条 核燃料等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定める熱出力、価額、重量、数量又は容量とする。

- (1) 原子炉の設置 設置している原子炉の課税期間の末日現在における熱出力
- (2) 核燃料の挿入 挿入された核燃料(当該核燃料の挿入について既に核燃料の挿入に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額
- (3) 原子炉施設における使用済燃料の保管 課税期間内において保管する使用済燃料(その取得価額を電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第24条に規定する核燃料勘定(当該勘定を設けない場合にあつては、これに類する勘定)から除去した日から起算して5年を経過したものに限る。)に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- (4) 使用済燃料の受入れ 課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- (5) 再処理施設における使用済燃料の保管 課税期間内において保管する使用済燃料(当該課税期間内において受け入れたものを除く。)に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- (6) 高放射性廃液の保管 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量
- (7) ガラス固化体の保管 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量
- (8) プルトニウムの保管 課税期間内の12月31日において保管する分離

プルトニウムに含まれるプルトニウムの重量

(9) 放射性廃棄物の発生 課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物(当該放射性廃棄物の発生について既に放射性廃棄物の発生に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)に係る当該容器の容量(規則で定める行為が行われた放射性廃棄物にあつては、規則で定める容量)

(10) 放射性廃棄物の保管 課税期間内において保管する放射性廃棄物(当該課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物(当該放射性廃棄物の発生について既に放射性廃棄物の発生に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)を除く。)に係る容器の容量(規則で定める行為が行われた放射性廃棄物にあつては、規則で定める容量)

2 前項第1号の熱出力は、規制法第23条第1項の許可(規制法第26条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可)に係る試験研究用等原子炉(規制法第23条第1項に規定する試験研究用等原子炉をいう。)の同条第2項第3号の熱出力又は規制法第43条の3の5第1項の許可(規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可)に係る発電用原子炉(規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。)の規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。

3 前項に規定するもののほか、課税期間が3月に満たない場合における第1項第1号の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

4 第1項第2号の価額は、電気事業会計規則\_\_\_\_\_第25条及び第26条の規定により算定した取得原価又はこれらの規定の例により算定した取得原価とする。

5 課税期間内において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の

(非課税の範囲)

第5条 国及び県並びに国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人に対しては、核燃料等取扱税を課さない。

(課税標準)

第6条 核燃料等取扱税の課税標準は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定める熱出力、価額、重量、数量又は容量とする。

- (1) 原子炉の設置 設置している原子炉の課税期間の末日現在における熱出力
- (2) 核燃料の挿入 挿入された核燃料(当該核燃料の挿入について既に核燃料の挿入に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)の価額
- (3) 使用済燃料の受入れ 課税期間内において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- (4) \_\_\_\_\_ 使用済燃料の保管 課税期間内において保管する使用済燃料(当該課税期間内において受け入れたものを除く。)に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量
- (5) 高放射性廃液の保管 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量
- (6) ガラス固化体の保管 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量
- (7) プルトニウムの保管 課税期間内の12月31日において保管する分離

プルトニウムに含まれるプルトニウムの重量

(8) 放射性廃棄物の発生 課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物(当該放射性廃棄物の発生について既に放射性廃棄物の発生に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)に係る当該容器の容量(規則で定める行為が行われた放射性廃棄物にあつては、規則で定める容量)

(9) 放射性廃棄物の保管 課税期間内において保管する放射性廃棄物(当該課税期間内において容器への封入等が行われた放射性廃棄物(当該放射性廃棄物の発生について既に放射性廃棄物の発生に係る核燃料等取扱税が課され、又は課されるべきであったものを除く。)を除く。)に係る容器の容量(規則で定める行為が行われた放射性廃棄物にあつては、規則で定める容量)

2 前項第1号の熱出力は、規制法第23条第1項の許可(規制法第26条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可)に係る試験研究用等原子炉(規制法第23条第1項に規定する試験研究用等原子炉をいう。)の同条第2項第3号の熱出力又は規制法第43条の3の5第1項の許可(規制法第43条の3の8第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、当該変更の許可)に係る発電用原子炉(規制法第2条第5項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。)の規制法第43条の3の5第2項第3号の熱出力とする。

3 前項に規定するもののほか、課税期間が3月に満たない場合における第1項第1号の熱出力は、当該熱出力に当該課税期間の月数を乗じて得た熱出力を3で除して得た熱出力とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

4 第1項第2号の価額は、電気事業会計規則(昭和40年通商産業省令第57号)第25条及び第26条の規定により算定した取得原価又はこれらの規定の例により算定した取得原価とする。

5 課税期間内において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の

ウランの重量は、課税期間に属する各月の末日において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量の合計を12で除して得た重量とする。この場合において、課税期間の末日の属する月の末日が当該課税期間に属していないときは、当該課税期間の末日を当該課税期間に属する一の月の末日とする。

- 6 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量は、課税期間に属する各月の末日において保管する高放射性廃液の数量の合計を12で除して得た数量とする。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 7 課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量は、課税期間に属する各月の末日において保管するガラス固化体に係る容器の数量を420本以下の数量及び420本を超える数量に区分し、それぞれ当該区分の合計を12で除して得た数量とする。第5項後段の規定は、この場合について準用する。
- 8 課税期間内において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量は、課税期間に属する各月の末日において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量の合計を12で除して得た容量を次の表の左欄に掲げる容量の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した容量の合計量とする。第5項後段の規定は、この場合について準用する。

10,000立方メートル以下の容量	100分の100
10,000立方メートルを超え20,000立方メートル以下の容量	100分の75
20,000立方メートルを超え40,000立方メートル以下の容量	100分の50
40,000立方メートルを超える容量	100分の25

(課税期間)

第7条 この条例において「課税期間」とは、第4条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる核燃料等を取り扱う行為等に対して課する核燃料等取扱税の

ウランの重量は、課税期間に属する各月の末日において保管する使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量の合計を12で除して得た重量とする。この場合において、課税期間の末日の属する月の末日が当該課税期間に属していないときは、当該課税期間の末日を当該課税期間に属する一の月の末日とする。

- 6 課税期間内において保管する高放射性廃液の数量は、課税期間に属する各月の末日において保管する高放射性廃液の数量の合計を12で除して得た数量とする。前項後段の規定は、この場合について準用する。
- 7 前項の規定は、課税期間内において保管するガラス固化体に係る容器の数量について準用する。この場合において、同項中「高放射性廃液」とあるのは、「ガラス固化体に係る容器」と読み替えるものとする。
- 8 課税期間内において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量は、課税期間に属する各月の末日において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量の合計を12で除して得た容量を次の表の左欄に掲げる容量の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した容量の合計量とする。第5項後段の規定は、この場合について準用する。

10,000立方メートル以下の容量	100分の100
10,000立方メートルを超え20,000立方メートル以下の容量	100分の75
20,000立方メートルを超え40,000立方メートル以下の容量	100分の50
40,000立方メートルを超える容量	100分の25

(課税期間)

第7条 この条例において「課税期間」とは、第4条第1項各号(第2号を除く。)に掲げる核燃料等を取り扱う行為等に対して課する核燃料等取扱税の

課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 原子炉の設置 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び1月1日から3月31日までの各期間
- (2) 第4条第1項第3号から第10号までに掲げる核燃料等を取り扱う行為等 4月1日から翌年3月31日までの期間
- 2 原子力事業者が原子力事業者でなくなった日を含む課税期間は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する課税期間の初日から当該原子力事業者でなくなった日までの期間とする。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める課税期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。
  - (1) 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた場合(第4号に掲げる場合を除く。) 当該確認を受けた日から同日の属する課税期間の末日まで
  - (2) 規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、電気事業法第49条第1項の規定による主務大臣の検査に合格した場合(第5号に掲げる場合を除く。) 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い日から同日の属する課税期間の末日まで
  - (3) 規制法第43条の3第1項又は第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合(次号及び第5号に掲げる場合を除く。) 当該運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで
  - (4) 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、規制法第43条の3第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合 当該確認を受けた日から当該運転を終了した日まで

課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- (1) 原子炉の設置 4月1日から6月30日まで、7月1日から9月30日まで、10月1日から12月31日まで及び1月1日から3月31日までの各期間
- (2) 第4条第1項第3号から第9号までに掲げる核燃料等を取り扱う行為等 4月1日から翌年3月31日までの期間
- 2 原子力事業者が原子力事業者でなくなった日を含む課税期間は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する課税期間の初日から当該原子力事業者でなくなった日までの期間とする。
- 3 第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める課税期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間をそれぞれ一の課税期間とみなす。
  - (1) 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた場合(第4号に掲げる場合を除く。) 当該確認を受けた日から同日の属する課税期間の末日まで
  - (2) 規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、電気事業法第49条第1項の規定による主務大臣の検査に合格した場合(第5号に掲げる場合を除く。) 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い日から同日の属する課税期間の末日まで
  - (3) 規制法第43条の3第1項又は第43条の3の33第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合(次号及び第5号に掲げる場合を除く。) 当該運転を終了した日の属する課税期間の初日から当該運転を終了した日まで
  - (4) 規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、規制法第43条の3第1項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合 当該確認を受けた日から当該運転を終了した日まで

(5) 規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、電気事業法第 49 条第 1 項の規定による主務大臣の検査に合格し、規制法第 43 条の 3 の 33 第 1 項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い日から当該運転を終了した日まで

(税率)

第 8 条 核燃料等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 原子炉の設置 1,000 キロワットにつき 34,000 円
- (2) 核燃料の挿入 100 分の 8.5
- (3) 原子炉施設における使用済燃料の保管 1 キログラムにつき 1,500 円
- (4) 使用済燃料の受入れ 1 キログラムにつき 60,100 円
- (5) 再処理施設における使用済燃料の保管 1 キログラムにつき 1,500 円
- (6) 高放射性廃液の保管 1 立方メートルにつき 2,263,000 円
- (7) ガラス固化体の保管 1 本につき 1,219,000 円 (420 本を超える数量にあつては、1,401,000 円)
- (8) プルトニウムの保管 1 キログラムにつき 5,100 円
- (9) 放射性廃棄物の発生 1 立方メートルにつき 106,000 円
- (10) 放射性廃棄物の保管 1 立方メートルにつき 5,100 円

(免税点)

第 9 条 プルトニウムの保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき重量が 1 キログラム未満である場合には、当該プルトニウムの保管については、核燃料等取扱税を課さない。

2 放射性廃棄物の発生に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき容量が 1 立方メートル未満である場合には、当該放射性廃棄物の発生については、核燃料等取扱税を課さない。

3 放射性廃棄物の保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき

容量が 5 立方メートル未満である場合には、当該放射性廃棄物の保管については、核燃料等取扱税を課さない。

(徴収の方法)

第 10 条 核燃料等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第 11 条 第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 7 号まで、第 9 号又は第 10 号に規定する納税義務者は課税期間の末日から起算して 3 月を経過する日の属する月の末日までに、同項第 8 号に規定する納税義務者は課税期間の末日から起算して 7 月を経過する日の属する月の末日までに、それぞれ当該課税期間における課税標準たる熱出力、重量、数量又は容量(以下「課税標準量」という。)及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を規則で定める納付書によって納付しなければならない。

2 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する納税義務者は、核燃料を挿入した日(同条第 2 項第 3 号に掲げる場合にあつては、当該核燃料を挿入した日が、1 月 1 日から 3 月 31 日までの間であるときは 3 月 31 日、4 月 1 日から 6 月 30 日までの間であるときは 6 月 30 日、7 月 1 日から 9 月 30 日までの間であるときは 9 月 30 日、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間であるときは 12 月 31 日)から起算して 3 月を経過する日の属する月の末日(第 6 条第 4 項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定した日)までに、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料等取扱税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(期限後申告等)

第 12 条 前条の規定により申告書を提出すべき納税義務者は、当該申告書の提出期限後においても、法第 276 条第 4 項の規定による決定の通知がある

(5) 規制法第 43 条の 3 の 11 第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、電気事業法第 49 条第 1 項の規定による主務大臣の検査に合格し、規制法第 43 条の 3 の 33 第 1 項に規定する廃止措置を講ずるために原子炉の運転を終了した場合 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い日から当該運転を終了した日まで

(税率)

第 8 条 核燃料等取扱税の税率は、次の各号に掲げる核燃料等を取り扱う行為等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 原子炉の設置 1,000 キロワットにつき 30,500 円
- (2) 核燃料の挿入 100 分の 8.5
- (3) 使用済燃料の受入れ 1 キログラムにつき 60,100 円
- (4) 使用済燃料の保管 1 キログラムにつき 1,500 円
- (5) 高放射性廃液の保管 1 立方メートルにつき 1,594,000 円
- (6) ガラス固化体の保管 1 本につき 1,219,000 円
- (7) プルトニウムの保管 1 キログラムにつき 5,100 円
- (8) 放射性廃棄物の発生 1 立方メートルにつき 106,000 円
- (9) 放射性廃棄物の保管 1 立方メートルにつき 5,100 円

(免税点)

第 9 条 プルトニウムの保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき重量が 1 キログラム未満である場合には、当該プルトニウムの保管については、核燃料等取扱税を課さない。

2 放射性廃棄物の発生に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき容量が 1 立方メートル未満である場合には、当該放射性廃棄物の発生については、核燃料等取扱税を課さない。

3 放射性廃棄物の保管に対して課する核燃料等取扱税の課税標準となるべき

容量が 5 立方メートル未満である場合には、当該放射性廃棄物の保管については、核燃料等取扱税を課さない。

(徴収の方法)

第 10 条 核燃料等取扱税の徴収については、申告納付の方法による。

(申告納付の手続)

第 11 条 第 4 条第 1 項第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 9 号に規定する納税義務者は課税期間の末日から起算して 3 月を経過する日の属する月の末日までに、同項第 7 号に規定する納税義務者は課税期間の末日から起算して 7 月を経過する日の属する月の末日までに、それぞれ当該課税期間における課税標準たる熱出力、重量、数量又は容量(以下「課税標準量」という。)及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を規則で定める納付書によって納付しなければならない。

2 第 4 条第 1 項第 2 号に規定する納税義務者は、核燃料を挿入した日(同条第 2 項第 3 号に掲げる場合にあつては、当該核燃料を挿入した日が、1 月 1 日から 3 月 31 日までの間であるときは 3 月 31 日、4 月 1 日から 6 月 30 日までの間であるときは 6 月 30 日、7 月 1 日から 9 月 30 日までの間であるときは 9 月 30 日、10 月 1 日から 12 月 31 日までの間であるときは 12 月 31 日)から起算して 3 月を経過する日の属する月の末日(第 6 条第 4 項の取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって同日までに申告納付することができないと認められる場合においては、知事が指定した日)までに、当該核燃料の挿入に対して課する核燃料等取扱税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(期限後申告等)

第 12 条 前条の規定により申告書を提出すべき納税義務者は、当該申告書の提出期限後においても、法第 276 条第 4 項の規定による決定の通知がある

までは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した納税義務者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は課税標準額及び税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第13条 法第276条第4項の規定による核燃料等取扱税の更正又は決定の通知、法第278条第7項の規定による核燃料等取扱税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料等取扱税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付)

第14条 核燃料等取扱税の納税義務者は、前条の通知書に係る不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、それぞれ当該通知書に記載された納期限までに、規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(県税条例の特例)

第15条 核燃料等取扱税の賦課徴収については、県税条例第3条第1項中「(10) 固定資産税」とあるのは「/(10) 固定資産税/(11) 核燃料等取扱税/」と、県税条例第4条第1項第6号及び第8号中「\_\_\_\_\_及び県たばこ税」とあるのは「\_\_\_\_\_、県たばこ税及び核燃料等取扱税」と、県税条例第8条第1項中「(11) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の住所地。ただし、県外に住所を有する者については水戸市とする。」とあるのは「/(11) 核燃料等取扱税 原子力施設の所在地/(12) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の住所地。ただし、県外に住所を有する者については水戸市とする。/」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例は、施行日以後の原子炉の設置、核燃料の挿入、原子炉施設における使用済燃料の保管、使用済燃料の受入れ、再処理施設における使用済燃料の保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この条例中核燃料の挿入に関する規定は、施行日前に原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における原子炉への挿入については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、この条例中放射性廃棄物の発生に関する規定は、施行日前に容器への封入等が行われた放射性廃棄物の施行日以後における容器への封入等については、適用しない。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に電気事業法第54条の規定による主務大臣の検査を受けている発電用原子炉については、当該検査を規制法第43条の3の16第1項の規定による検査とみなして、第4条第2項第2号の規定を適用する。

までは、前条の規定によって申告納付することができる。

2 前条又は前項の規定によって申告書を提出した納税義務者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準量又は課税標準額及び税額を修正しなければならない場合においては、遅滞なく、規則で定める修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(更正、決定等に関する通知)

第13条 法第276条第4項の規定による核燃料等取扱税の更正又は決定の通知、法第278条第6項の規定による核燃料等取扱税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第279条第5項の規定による核燃料等取扱税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納付)

第14条 核燃料等取扱税の納税義務者は、前条の通知書に係る不足税額(更正による不足税額又は決定による税額をいう。)又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、それぞれ当該通知書に記載された納期限までに、規則で定める納付書によって納付しなければならない。

(県税条例の特例)

第15条 核燃料等取扱税の賦課徴収については、県税条例第3条第1項中「(11) 固定資産税」とあるのは「/(11) 固定資産税/(12) 核燃料等取扱税/」と、県税条例第4条第1項第6号及び第8号中「地方消費税及び県たばこ税」とあるのは「地方消費税、県たばこ税及び核燃料等取扱税」と、県税条例第8条第1項中「(12) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の住所地。ただし、県外に住所を有する者については水戸市とする。」とあるのは「/(12) 核燃料等取扱税 原子力施設の所在地/(13) 狩猟税 狩猟者の登録を受ける者の住所地。ただし、県外に住所を有する者については水戸市とする。/」とする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、法第259条第1項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例は、施行日以後の原子炉の設置、核燃料の挿入\_\_\_\_\_、使用済燃料の受入れ、\_\_\_\_\_使用済燃料の保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この条例中核燃料の挿入に関する規定は、施行日前に原子炉に挿入された核燃料の施行日以後における原子炉への挿入については、適用しない。

3 第1項の規定にかかわらず、この条例中放射性廃棄物の発生に関する規定は、施行日前に容器への封入等が行われた放射性廃棄物の施行日以後における容器への封入等については、適用しない。

(経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に電気事業法第54条の規定による主務大臣の検査を受けている発電用原子炉については、当該検査を規制法第43条の3の16第1項の規定による検査とみなして、第4条第2項第2号の規定を適用する。

第4条 この条例の施行の際現に再処理事業者が再処理施設において保管している使用済燃料であつて茨城県核燃料等取扱税条例(平成25年茨城県条例第34号。以下「平成25年旧条例」という。)の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものに対する第8条の規定

の適用については、同条第 4 号中「1,500 円」とあるのは、「1,200 円」とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する使用済燃料であつて茨城県核燃料等取扱税条例(平成 20 年茨城県条例第 52 号。以下「平成 20 年旧条例」という。)の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 4 号中「1,500 円」とあるのは、「900 円」とする。

3 この条例の施行の際既に再処理事業者が再処理施設において保管している高放射性廃液であつて平成 20 年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 5 号中「1,594,000 円」とあるのは、「1,226,000 円」とする。

4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する高放射性廃液であつて茨城県核燃料等取扱税条例(平成 15 年茨城県条例第 76 号。以下「平成 15 年旧条例」という。)の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 5 号中「1,594,000 円」とあるのは、「859,000 円」とする。

5 前 2 項の規定を適用する場合においては、再処理事業者が再処理施設において保管している高放射性廃液を当該再処理事業者がガラスにより容器に固型化するに当たっては、当該高放射性廃液について、当該保管が開始された時期が早いものから順次当該固型化がされているものとみなす。

6 この条例の施行の際既に再処理事業者が再処理施設において保管している高放射性廃液であつて平成 20 年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものを施行日以後にガラスにより容器に固型化する場合における当該ガラス固化体に対する第 8 条の規定の適用については、同条第 6 号中「1,219,000 円」とあるのは、「938,000 円」とする。

7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する高放射性廃液であつて平成 15

年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたものを施行日以後にガラスにより容器に固型化する場合における当該ガラス固化体に対する第 8 条の規定の適用については、同条第 6 号中「1,219,000 円」とあるのは、「657,000 円」とする。

8 この条例の施行の際既に再処理事業者が再処理施設において保管しているガラス固化体であつて平成 20 年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたもの又は平成 20 年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していた高放射性廃液を平成 25 年旧条例の施行の日(以下「平成 25 年旧条例施行日」という。)以後にガラスにより容器に固型化したものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 6 号中「1,219,000 円」とあるのは、「938,000 円」とする。

9 前項の規定にかかわらず、同項に規定するガラス固化体であつて平成 15 年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していたもの又は平成 15 年旧条例の施行の際既に当該再処理事業者が当該再処理施設において保管していた高放射性廃液を平成 25 年旧条例施行日以後にガラスにより容器に固型化したものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 6 号中「1,219,000 円」とあるのは、「657,000 円」とする。

10 この条例の施行の際既に原子力事業者が原子力施設において保管している分離プルトニウムであつて平成 25 年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していたものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 7 号中「5,100 円」とあるのは、「3,900 円」とする。

11 前項の規定にかかわらず、同項に規定する分離プルトニウムであつて平成 20 年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していたものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 7 号中「5,100 円」とあるのは、「3,000 円」とする。

12 この条例の施行の際既に原子力事業者が原子力施設において保管してい

る放射性廃棄物であって平成 25 年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していたものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 9 号中「5,100 円」とあるのは、「3,900 円」とする。

13 前項の規定にかかわらず、同項に規定する放射性廃棄物であって平成 20 年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していたものに対する第 8 条の規定の適用については、同条第 9 号中「5,100 円」とあるのは、「3,000 円」とする。

14 前 2 項の規定にかかわらず、平成 25 年旧条例の施行の際既に原子力事業者が原子力施設において保管していた放射性廃棄物(平成 21 年 4 月 1 日以後に保管が開始されたものに限る。)と平成 20 年旧条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管していた放射性廃棄物について平成 25 年旧条例施行日以後に同一の容器への封入等が行われたときは、当該容器への封入等が行われた日の属する月以後の課税期間における当該容器に係る放射性廃棄物(この条例の施行の際既に当該原子力事業者が当該原子力施設において保管しているものに限る。)に対する第 8 条の規定の適用については、同条第 9 号中「5,100 円」とあるのは、「3,900 円」とする。

第 5 条 施行日が原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。)の施行の前日である場合には、同日の前日までの間における第 2 条、第 4 条第 2 項、第 7 条第 3 項及び付則第 3 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 条第 17 号	第 52 条第 2 項第 10 号	第 53 条第 2 号
第 4 条第 2 項第 1 号ア並びに第 7 条第 3 項第 1 号及び第 4 号	第 28 条第 3 項	第 28 条第 1 項
第 4 条第 2 項第 1 号ア及びイ並びに第 7 条	確認を受けた	検査に合格した

第 3 項第 1 号及び第 4 号		
第 4 条第 2 項第 1 号イ並びに第 7 条第 3 項第 2 号及び第 5 号	第 43 条の 3 の 11 第 3 項	第 43 条の 3 の 11 第 1 項
第 4 条第 2 項第 2 号及び付則第 3 条	第 43 条の 3 の 16 第 1 項	第 43 条の 3 の 15
第 7 条第 3 項第 2 号及び第 5 号	確認を受け、かつ、 当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い	検査及び これらの検査の全てに合格した
第 7 条第 3 項第 4 号	確認を受け、	検査に合格し、

2 改正法の施行の際現に工事に着手されている原子炉施設に係る原子炉に対する第 4 条第 2 項及び第 7 条第 3 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条第 2 項第 1 号ア	規制法第 28 条第 3 項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた	原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 15 号。以下「改正法」という。)附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第 3 条の規定による改正前の規制法第 28 条第 1 項の規定による原子力規制委員会の検査(以下「旧規制法第 28 条第 1 項の検査」という。)に合格した
------------------	-------------------------------------	--

第4条第2項第1号イ	規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた日又は	改正法附則第7条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第3条の規定による改正前の規制法第43条の3の11第1項の規定による原子力規制委員会の検査(以下「旧規制法第43条の3の11第1項の検査」という。)及び
	に合格した日のいずれか遅い	の全てに合格した
第7条第3項第1号及び第4号	当該確認を受けた	当該検査に合格した
第7条第3項第1号	規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受けた	旧規制法第28条第1項の検査に合格した
第7条第3項第2号及び第5号	規制法第43条の3の11第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け、かつ、	旧規制法第43条の3の11第1項の検査及び
	当該確認を受けた日又は当該検査に合格した日のいずれか遅い	これらの検査の全てに合格した
第7条第3項第4号	規制法第28条第3項の規定による原子力規制委員会の確認を受け	旧規制法第28条第1項の検査に合格し

(この条例の失効)

**第4条** この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日前における原子炉の設置、核燃料の挿入、原子炉施設における使用済燃料の保管、使用済燃料の受入れ、再処理施設における使用済燃料の保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管に対して課した、

(この条例の失効)

**第6条** この条例は、施行日から起算して5年を経過した日に、その効力を失う。ただし、同日前における原子炉の設置、核燃料の挿入、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、使用済燃料の受入れ、\_\_\_\_\_使用済燃料の保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管に対して課した、

又は課すべきであった核燃料等取扱税については、この条例は、同日以後も、なおその効力を有する。

又は課すべきであった核燃料等取扱税については、この条例は、同日以後も、なおその効力を有する。



茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例新旧対照表

改正案	現行																				
(市町村が処理する事務の範囲等)	(市町村が処理する事務の範囲等)																				
第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。	第 2 条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げる市町村が処理することとする。																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3の3 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1)～(27) (略)</td> <td>日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町</td> </tr> <tr> <td>3の3の3～3の4 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)及び鳥</td> <td>各市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～3の3 (略)		3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町	3の3の3～3の4 (略)		4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)及び鳥	各市町村	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3の3 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1)～(27) (略)</td> <td>日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町</td> </tr> <tr> <td>3の3の3～3の4 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)及び鳥</td> <td>各市町村</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～3の3 (略)		3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町	3の3の3～3の4 (略)		4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)及び鳥	各市町村
事務	市町村																				
1～3の3 (略)																					
3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町																				
3の3の3～3の4 (略)																					
4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)及び鳥	各市町村																				
事務	市町村																				
1～3の3 (略)																					
3の3の2 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)、茨城県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年茨城県条例第35号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人(法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)(1)～(27) (略)	日立市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、城里町、大子町、五霞町、境町																				
3の3の3～3の4 (略)																					
4 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。)及び鳥	各市町村																				

<p>獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣の管理(法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲に係るものを除く。)の目的とする鳥獣の捕獲等の許可(カワウ(フアラクロコラクス・カルボ)、カルガモ(アナス・ボエキロリユンカ)、キジバト(ストレプトペリア・オリエンタリス)、ヒヨドリ(ヒプスイベテス・アマウロテイス)、ニューナイスズメ(パセル・ルティラン)、スズメ(パセル・モンタヌス)、ムクドリ(ストウルヌス・キネラケウス)、ミヤマガラス(コルヴス・フルギレグス)、ハシボソガラス(コルヴス・コロネ)、ハシブトガラス(コルヴス・マクロリユンコス)、ドバト(コルンパ・リヴィア)、ノウサギ(レプス・ブラキユウルス)、タヌキ(ニユクテレウテス・プロキオニデス)、キツネ(ウル</p>	
--	--

<p>獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第9条第1項の規定による鳥獣の管理(法第7条の2第1項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲に係るものを除く。)の目的とする鳥獣の捕獲等の許可(カワウ(フアラクロコラクス・カルボ)、カルガモ(アナス・ボエキロリユンカ)、キジバト(ストレプトペリア・オリエンタリス)、ヒヨドリ(ヒプスイベテス・アマウロテイス)、ニューナイスズメ(パセル・ルティラン)、スズメ(パセル・モンタヌス)、ムクドリ(ストウルヌス・キネラケウス)、ミヤマガラス(コルヴス・フルギレグス)、ハシボソガラス(コルヴス・コロネ)、ハシブトガラス(コルヴス・マクロリユンコス)、ドバト(コルンパ・リヴィア)、ノウサギ(レプス・ブラキユウルス)、タヌキ(ニユクテレウテス・プロキオニデス)、キツネ(ウル</p>	
--	--

	<p>ペス・ヴルベス), アライグマ(プロキオン・ロトル), ハクビシン(バグマ・ラルヴァタ), イノシシ(スス・スクロファ), ニホンジカ(ケルヴス・ニボン), ヌートリア(ミオカストル・コイプス), ノイヌ(カニス・ファミリアリス), ノネコ(フェリス・カトウス)及びキョン(ムンティアクス・レエヴェイス)に係るものに限る。) (2)~(25) (略)</p>
4の2~5の9 (略)	
6 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(6) 略 (7) 法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による同意	(1)から(6)までの事務については水戸市を除く市町村、(7)の事務については大子町
6の2~7の2の3 (略)	
7の3 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。), 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。)及び児童福	(1)から(4)まで及び(23)から(26)までの事務については常総市及び坂東市, (5)から(10)まで及び(22)の事務については石岡市, 下妻市, 常総市, 笠間市, 潮来市, 行方市, 東海村及び大子町, (5)から(10)まで

	<p>ペス・ヴルベス), アライグマ(プロキオン・ロトル), ハクビシン(バグマ・ラルヴァタ), イノシシ(スス・スクロファ), ニホンジカ(ケルヴス・ニボン), ヌートリア(ミオカストル・コイプス), ノイヌ(カニス・ファミリアリス)及びノネコ(フェリス・カトウス)に係るものに限る。) (2)~(25) (略)</p>	
4の2~5の9 (略)		
6 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(6) 略 (新設)		水戸市を除く市町村
6の2~7の2の3 (略)		
7の3 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。), 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下この項において「政令」という。)及び児童福	(1)から(4)まで及び(23)から(26)までの事務については常総市及び坂東市, (5)から(10)まで及び(22)の事務については石岡市, 下妻市, 常総市, 笠間市, 潮来市, 東海村及び大子町, (5)から(10)まで	

<p>祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(26) 略</p>	<p>及び(22)の事務のうち保育所に係るものについてはひたちなか市及び小美玉市, (5)から(10)まで及び(22)の事務のうち児童厚生施設に係るものについては日立市, 土浦市, 守谷市, 坂東市, 桜川市, 茨城町, 美浦村及び五霞町, (7)から(9)まで及び(22)の事務のうち市町村の設置する保育所に係るものについては水戸市, 石岡市, 下妻市, 常総市, 笠間市, ひたちなか市, 潮来市, 小美玉市, 東海村及び大子町を除く各市町村, (11), (12), (16)及び(21)の事務((16)の事務については(12)の事務に係るものに, (21)の事務については(11), (12)及び(16)の事務((16)の事務については, (12)の事務に係るものに限る。))に係るものに限る。))については日立市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 結城市, 竜ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, つくば市, ひたちなか市, 潮来市, 守谷市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 東海村及び大子町, (13)から(21)までの事務((16)の事務については(14)の事務に係るものに, (21)の事務については(13)から(22)までの事務((16)の事務については, (14)の事務に係るものに限る。))に係るものに限る。))については日立市, 石岡市, 結城市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市,</p>
---	---

<p>祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下この項において「省令」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1)~(26) 略</p>	<p>及び(22)の事務のうち保育所に係るものについてはひたちなか市及び小美玉市, (5)から(10)まで及び(22)の事務のうち児童厚生施設に係るものについては日立市, 土浦市, 守谷市, 坂東市, 桜川市, 茨城町, 美浦村及び五霞町, (7)から(9)まで及び(22)の事務のうち市町村の設置する保育所に係るものについては水戸市, 石岡市, 下妻市, 常総市, 笠間市, ひたちなか市, 潮来市, 小美玉市, 東海村及び大子町を除く各市町村, (11), (12), (16)及び(21)の事務((16)の事務については(12)の事務に係るものに, (21)の事務については(11), (12)及び(16)の事務((16)の事務については, (12)の事務に係るものに限る。))に係るものに限る。))については日立市, 土浦市, 古河市, 石岡市, 結城市, 竜ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, つくば市, ひたちなか市, 潮来市, 守谷市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 東海村及び大子町, (13)から(21)までの事務((16)の事務については(14)の事務に係るものに, (21)の事務については(13)から(22)までの事務((16)の事務については, (14)の事務に係るものに限る。))に係るものに限る。))については日立市, 石岡市, 結城市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市,</p>
---	---

	高萩市, 北茨城市, 笠間市, ひたちなか市, 潮来市, 常陸大宮市, 筑西市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 東海村及び大子町
7 の 4 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち, 次に掲げるもの (1)～(6) 略	日立市, 土浦市, 常陸太田市, 鹿嶋市, 常陸大宮市, 行方市
8～14 の 7 の 2 (略)	
14 の 8 農地法(昭和 27 年法律第 229 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち, 次に掲げるもの (1)～(14) 略	(1) から (5) まで及び (8) から (14) までの事務 ((8) から (11) までの事務については (1) から (5) まで及び (12) の事務に係るものに限る。) については各市町村, (6) 及び (7) の事務については水戸市, 土浦市, 石岡市, 結城市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 北茨城市, 笠間市, つくば市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 行方市, 鉾田市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 大子町, 八千代町, 五霞町及び境町
14 の 8 の 2～32 (略)	

	高萩市, 北茨城市, 笠間市, ひたちなか市, 潮来市, 常陸大宮市, 筑西市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 茨城町, 大洗町, 東海村及び大子町
7 の 4 就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち, 次に掲げるもの (1)～(6) 略	日立市, 常陸太田市, 常陸大宮市
8～14 の 7 の 2 (略)	
14 の 8 農地法(昭和 27 年法律第 229 号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち, 次に掲げるもの (1)～(14) 略	(1) から (5) まで及び (8) から (14) までの事務 ((8) から (11) までの事務については (1) から (5) まで及び (12) の事務に係るものに限る。) については各市町村, (6) 及び (7) の事務については水戸市, 土浦市, 石岡市, 結城市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 北茨城市, 笠間市, つくば市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 坂東市, 桜川市, 行方市, 鉾田市, 茨城町, 大洗町, 城里町, 東海村, 大子町, 八千代町, 五霞町及び境町
14 の 8 の 2～32 (略)	

令和 5 年第 4 回定例会  
総務企画委員会説明資料  
(報告関係)

1	令和6年度当初予算編成の基本的考え方について . . . . .	2
2	指定管理者の指定について . . . . .	3
3	ネーミングライツ・パートナーの決定について . . . . .	5
4	自治紛争処理委員による調停案の勧告について . . . . .	6

令和5年12月14日

総 務 部

# 総務企画委員会説明資料

総務部 財政課

項 目	令和6年度当初予算編成の基本的考え方について
<p><b>1 予算編成方針</b> 令和6年度当初予算の編成にあたっては、以下に掲げる方針を基本とする。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 人口減少が加速度的に進む中、財政健全化と併せ、本県が飛躍・発展していくためには、これまでの施策の成果をさらに引き上げるための施策を構築していくことが必要であることから、常識にとらわれず、新しい発想で施策を展開すること。</li><li>(2) 既存の施策についても、PDCAサイクルの観点から成果と課題を検証し、必要に応じて内容を見直すこと。</li><li>(3) 限りある財源を有効に活用するため、あらゆる施策の「選択と集中」の徹底を図ること。</li><li>(4) デジタル技術活用の流れが加速する社会構造の変化を前向きに捉え、デジタル化を推進しつつ生産性の向上を目指すこと。</li></ul> <p><b>2 要求限度額の設定</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 義務的経費及びこれに準ずる経費 : 所要額</li><li>(2) 一般行政費、公共以外の投資的経費 : ±0%</li><li>(3) 公共事業費 : 所要額</li></ul> <p><b>3 特別枠の活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 新しい茨城づくり特別枠（一般経費）：要求上限は設けない 「活力があり、県民が日本一幸せな県」を実現するための4つの新しいチャレンジに取り組む新規事業等</li></ul>	

# 総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目	指定管理者の指定について														
<b>1 概要</b>	<p>令和5年度末をもって指定期間が満了するため、更新等を行う20施設について、令和6年度以降の指定管理者の指定及び指定期間の延長を行うとともに、併せて債務負担行為限度額を定めようとするもの。</p> <p>○更新等施設 20施設 うち指定管理者が変更 4施設</p> <p>※ 指定管理者の指定に係る個別の議案については、各施設所管の常任委員会において審議</p>														
<b>2 指定の内容等</b>	「別紙 指定管理者候補者一覧」のとおり														
<b>3 指定までのスケジュール</b>	<table><tbody><tr><td>令和5年6月</td><td>第2回定例会において選定手続の報告(各常任委員会)</td></tr><tr><td>〃 8月</td><td>第1回県有施設・県出資団体等調査特別委員会にて説明</td></tr><tr><td>〃 8～10月</td><td>指定管理者候補者の公募</td></tr><tr><td>〃 10月</td><td>選定委員会の開催(指定管理者候補者の選定)</td></tr><tr><td>〃 12月</td><td><u>第4回定例会において指定管理者の指定の議案上程</u></td></tr><tr><td>令和6年1～3月</td><td>指定管理料に係る協定の締結</td></tr><tr><td>4月</td><td>次期指定管理者による管理運営開始</td></tr></tbody></table>	令和5年6月	第2回定例会において選定手続の報告(各常任委員会)	〃 8月	第1回県有施設・県出資団体等調査特別委員会にて説明	〃 8～10月	指定管理者候補者の公募	〃 10月	選定委員会の開催(指定管理者候補者の選定)	〃 12月	<u>第4回定例会において指定管理者の指定の議案上程</u>	令和6年1～3月	指定管理料に係る協定の締結	4月	次期指定管理者による管理運営開始
令和5年6月	第2回定例会において選定手続の報告(各常任委員会)														
〃 8月	第1回県有施設・県出資団体等調査特別委員会にて説明														
〃 8～10月	指定管理者候補者の公募														
〃 10月	選定委員会の開催(指定管理者候補者の選定)														
〃 12月	<u>第4回定例会において指定管理者の指定の議案上程</u>														
令和6年1～3月	指定管理料に係る協定の締結														
4月	次期指定管理者による管理運営開始														

指定管理者候補者一覧

別紙

	施設の名称	施設所管課	指定管理者候補者	管理者 変更	公募・ 非公募・ 延長	指定 期間	債務負担行為		
							期間	限度額(千円)	
									(うちR6年度額)
1	県民文化センター	生活文化課	県民文化センター運営共同事業体 (企業グループ)	○	公募	5年	R6 ~ R10	901,726	(184,296)
2	鳥獣センター	環境政策課	(公益社団)茨城県農林振興公社		公募	5年	R6 ~ R10	50,075	(9,800)
3	あすなろの郷	障害福祉課	(社福)茨城県社会福祉事業団		非公募	1年	R6	3,000,138	(3,000,138)
4	青少年会館	青少年家庭課	(公益社団)茨城県青少年育成協会	○	公募	5年	R6 ~ R10	132,630	(26,526)
5	ラーク・ハイツ		(社福)茨城県母子寡婦福祉連合会		公募	5年	R6 ~ R10	402,450	(80,490)
6	大洗マリントワー	営業企画課	大洗町		非公募	1年	-	-	-
7	奥久慈憩いの森	林政課	茨城県造園業協同組合	○	公募	5年	R6 ~ R10	130,000	(26,000)
8	水郷県民の森		(公益社団)茨城県農林振興公社		公募	5年	R6 ~ R10	106,360	(21,272)
9	波崎漁港海岸休憩施設	水産振興課	神栖市		公募	5年	-	-	-
10	茨城港大洗港区のマリーナ地区の港湾環境整備施設	港湾課	大洗町		非公募	1年	R6	16,128	(16,128)
11	赤塚公園	都市整備課	橋本造園土木(株)		公募	1年	R6	33,000	(33,000)
12	県西総合公園		筑西広域市町村圏事務組合		公募	5年	R6 ~ R10	170,020	(34,004)
13	笠間芸術の森公園		笠間市		非公募	1年	R6	63,676	(63,676)
14	大洗公園		茨城県造園業協同組合		公募	5年	R6 ~ R10	144,100	(28,820)
15	中央青年の家	生涯学習課	NPO法人日本スポーツ振興協会		公募	5年	R6 ~ R10	581,260	(116,241)
16	さしま少年自然の家		NPO法人日本スポーツ振興協会	○	公募	5年	R6 ~ R10	536,460	(107,292)
17	県民の森	林政課	(公益社団)茨城県農林振興公社		延長	6年 (1年延長)	R元 ~ R6 (1年延長)	661,950 (106,665の増)	(106,665)
18	植物園								
19	森のカルチャーセンター								
20	きのこ博士館								

# 総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項目	ネーミングライツ・パートナーの決定について																						
<p><b>1 概要</b></p> <p>県有施設の有効活用による歳入の確保を図るため、ネーミングライツ（施設命名権）については、148施設において、本年4月から通年での募集を実施している（昨年度までは年1回募集）。</p> <p>今般、新たに応募のあった2施設について、選定委員会による審査を実施し、ネーミングライツ・パートナーとして決定した。</p>																							
<p><b>2 新規導入施設</b></p>	<table border="1" data-bbox="220 891 1385 1205"> <thead> <tr> <th data-bbox="220 891 264 983"></th> <th data-bbox="264 891 416 983">施設名</th> <th data-bbox="416 891 646 983">企業名</th> <th data-bbox="646 891 1043 983">通称名（ネーミング）</th> <th data-bbox="1043 891 1177 983">契約金額（年額）</th> <th data-bbox="1177 891 1385 983">契約期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="220 983 264 1093">1</td> <td data-bbox="264 983 416 1093">赤塚公園</td> <td data-bbox="416 983 646 1093">富士住建(株)</td> <td data-bbox="646 983 1043 1093">赤塚富士住建パーク</td> <td data-bbox="1043 983 1177 1093">100万円</td> <td data-bbox="1177 983 1385 1093">3年4か月 (R5.12～R9.3)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="220 1093 264 1205">2</td> <td data-bbox="264 1093 416 1205">土浦港の港湾施設</td> <td data-bbox="416 1093 646 1205">サンヨーリアルティ(株)</td> <td data-bbox="646 1093 1043 1205">サンヨーリアルティ 土浦港</td> <td data-bbox="1043 1093 1177 1205">50万円</td> <td data-bbox="1177 1093 1385 1205">3年4か月 (R5.12～R9.3)</td> </tr> </tbody> </table>						施設名	企業名	通称名（ネーミング）	契約金額（年額）	契約期間	1	赤塚公園	富士住建(株)	赤塚富士住建パーク	100万円	3年4か月 (R5.12～R9.3)	2	土浦港の港湾施設	サンヨーリアルティ(株)	サンヨーリアルティ 土浦港	50万円	3年4か月 (R5.12～R9.3)
	施設名	企業名	通称名（ネーミング）	契約金額（年額）	契約期間																		
1	赤塚公園	富士住建(株)	赤塚富士住建パーク	100万円	3年4か月 (R5.12～R9.3)																		
2	土浦港の港湾施設	サンヨーリアルティ(株)	サンヨーリアルティ 土浦港	50万円	3年4か月 (R5.12～R9.3)																		
<p><b>3 導入結果</b></p> <p>ネーミングライツの導入施設数は、29施設（現在27施設）となり、ネーミングライツ料（年額）は、6,150万円（現在6,000万円）となる。今後とも、導入施設の拡大を図っていく。</p>																							



# 総務企画委員会説明資料

総務部 市町村課

項目	自治紛争処理委員による調停案の受諾の勧告について
<b>1 概要</b>	<p>地方自治法第251条の2第1項に基づき、かすみがうら市から申請のあった紛争の調停について、知事が任命し調停に付した自治紛争処理委員が、調停案を作成し、当事者（かすみがうら市・霞台厚生施設組合）に受諾を勧告したもの</p> <p>※自治紛争処理委員</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・吉田 勉 氏（常磐大学総合政策学部教授）</li><li>・上島 佳子 氏（弁護士）</li><li>・石川 和宏 氏（水戸商工会議所理事）</li></ul>
<b>2 勧告日</b>	令和5年12月6日（水）
<b>3 紛争の内容</b>	<p>霞台厚生施設組合の旧焼却施設解体費を巡り、構成4市町（石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町）が負担することで一旦合意した費用負担について、かすみがうら市が、当該施設を従前使用していた石岡市と小美玉市が負担すべきと主張し、紛争となったもの</p>
<b>4 調停案の要旨</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ かすみがうら市は、霞台厚生施設組合に対し、正副管理者会議で承認された旧焼却施設解体費用を負担すること</li><li>・ 霞台厚生施設組合は、かすみがうら市による旧焼却施設解体費用の支払が遅延したことにより、組合に生じた損害（督促手数料、延滞金等）について、かすみがうら市に対する請求を放棄すること</li><li>・ 霞台厚生施設組合は、今後、組合の共同処理事務遂行に当たり、組合規約、協定等の規定の関係、文言の意義等を明確にした上で丁寧な協議を行うなど、4市町間での誤解等を生じない明確かつ適切な意思決定につながる業務の運営に努めること</li></ul>
<b>5 その他</b>	<p>当事者のすべてから、調停案を受諾した旨を記載した文書が知事に提出されたときに、調停が成立する。</p>

**【参考】調停案の受諾の勧告までの経過**

月 日	内 容
9月27日(水)	かすみがうら市からの調停申請受理
10月10日(火)	自治紛争処理委員任命・付託
10月11日(水)	第1回会議：申請内容の精査、審議日程等の決定
10月26日(木)	第2回会議：かすみがうら市からのヒアリング
11月7日(火)	第3回会議：霞台厚生施設組合からのヒアリング
11月28日(火)	第4回会議：調停案の検討
12月6日(水)	第5回会議：調停案の決定
	調停案の受諾の勧告
12月7日(木)	調停案の公表

## 総務企画委員会説明資料

人事委員会事務局

項目

令和5年人事委員会勧告及び県職員採用試験について

## 1 人事委員会勧告

10月3日(火)、議会及び知事に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を実施

## (1) 給与改定の主な内容

## ① 月例給

・全級全号給の給料月額を引上げ(改定額3,366円、0.90%)

※大卒事務初任給 191,700円 → 202,400円(10,700円増、地域手当込214,544円)

高卒事務初任給 158,900円 → 170,900円(12,000円増、地域手当込181,154円)

## ② ボーナス

・支給月数の引上げ(4.40月→4.50月:0.10月分)

## ③ 在宅勤務等手当の新設

・一定の期間以上継続して、月10日を超えて在宅勤務等を行う場合に、月額3,000円を支給

## (2) その他報告

・多様で有為な人材の確保(採用試験の見直し等)

・柔軟な働き方への対応(フレックスタイム制導入の検討等)

等

## 2 県職員採用試験

## (1) 試験結果(前回報告以降)

	採用予定 (A)	申込 (B)	受験 (C)	1次合格	最終合格 (D)	申込倍率 (B/A)	競争率 (C/D)
① 高校卒業程度試験	61名程度	329人	291人	189人	88人	5.4倍	3.3倍
うち事務(知事部局等)	30名程度	190人	166人	111人	51人	6.3倍	3.3倍
② 社会人経験者採用選考	24名程度	286人	249人	76人	30人	11.9倍	8.3倍
うち事務(知事部局等)	12名程度	211人	180人	36人	13人	17.6倍	13.8倍
③ 障害者採用選考(事務)	7名程度	68人	48人	26人	5人	9.7倍	9.6倍

## (2) 特別試験等(大学卒業程度・高校卒業程度・社会人経験者)

日程：第1次試験12月3日(日) 第2次試験1月9日(火)～ 最終合格発表1月30日(火)

募集職種(採用予定数)：大学卒業程度；土木(3) 化学(1) 農業(3) 農業土木(1)

：高校卒業程度；土木(2)

：社会人経験者；電気(2) 機械(1)

## (3) 令和6年度の大学卒業程度試験

技術系職種の受験者の増加を図るため、試験日程の前倒し及び試験内容の見直しを予定

・3月から申込受付を開始し、7月上旬までに最終合格発表(約1.5か月の前倒し)

・教養試験に替えて、民間企業の採用選考で使用される基礎能力検査を活用

・一部職種については、大学3年生から受験可能となる秋季試験を実施